

令和8年度常総市予算編成方針

内閣府が公表した7月の月例経済報告によると、景気は緩やかに回復しているものの、米国の通商政策の影響や、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響など、我が国の景気を下押しするリスクがあり、金融資本市場の変動等の影響にも注意する必要があるとされている。

令和6年度決算における本市の財政状況は、住民税及び固定資産税の増加や地方債残高の減少などにより、実質公債費比率や将来負担比率は減少したものの、人件費や扶助費は年々増加傾向にあり、経常収支比率は90.3%と、令和6年度に引き続き90%を超える水準となっている。

経常収支比率が高いということは、自治体が自由に使える財源が少ないということを表しており、限られた財源の中、事業の選択と集中に努めていかなければならない状況となっている。

本市は合併以来、東日本大震災や関東・東北豪雨からの復興や新型コロナウイルス感染症への対応、道の駅常総をはじめとする常総インターチェンジ周辺地域のまちづくりなどを推進し、市民生活の維持・改善・向上や、地域経済の発展に努めてきた。令和8年1月には合併20周年を迎え、少子・高齢化に伴う人口減少や、全国的に発生リスクが高まっている災害等の課題に対応し、誰もが豊かで住みやすい持続可能な常総市のまちづくりに向けて、歩みを進めていくことになる。

これらを踏まえ、令和8年度予算においては、柱に掲げる施策の実現に重点を置き、各部単位での「枠配分方式」を継続することで、限られた財源の中ビルド・アンド・スクラップを進めていく。

1 令和8年度予算編成における「重点柱」

将来に向けた「人中心のまちづくり」の礎を構築するため、以下の3つを重点柱と定め、予算編成を行う。

(1) 「子どもまんなかまちづくり常総」の推進

常総市の次代を創る子どもや若者が現在から将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる環境をつくることは、全ての常総市民が将来にわたって幸せな状態で生活を送る上での礎となるものである。

これからの常総市を担う子どもや若者が常総市で子供を育てたい、常総市に住み続けたいと思える「子どもまんなかまちづくり常総」を目指し、子育て世代の負担軽減とともに、子育て環境の充実や子どもたちの居場所づくり、教育環境の充実を進めるため、これまでの取組を着実に進めること及び新たな施策構築の推進を図る。

(2) 「未来に繋げる地域づくり」の推進

じょうそう未来創生プランに掲げる将来都市像である「みんなでつくる しあわせのまち じょうそう ～あの人があるから♡このまちがすき～」の実現に向けて、日々の市民生活の中心となる「地域」を基礎として、安心・安全に住み続けられる環境を整備することが重要である。

このため、防災・防犯体制の計画的な維持・強化を引き続き充実させるとともに、地域課題解決に向けた体制整備や、まちなか活性化に係る環境整備の促進を図る。

(3) 未来を見据えた市役所業務の改善、DX・AI化の強化

多様化する市民ニーズに対応し、適切なサービスの提供を進め、市民から頼りにされる市役所業務を行うためには、職員の能力・意欲向上はもとより、職員が着実に業務遂行できる適切な体制・仕組の構築が不可欠である。

このため、持続可能なサービスの実現に向けて、着実かつ効率的な業務実施のためのDX・AI化に関して、窓口対応や情報管理を中心に、業務改善・効率化に係る必要なシステムの導入促進及び強化を進める。

このほか、「じょうそう未来創生プラン」に基づき、現場の課題に即した「部門重要施策」として、計画の達成に向けた事業に取り組むこととする。

2 令和8年度予算編成に向けた考え方

(1) 令和8年度予算については、本方針及び別途定める「常総市版骨太の方針2025」の内容に沿って、要求・編成を行う。

(2) 予算要求・編成にあたり、各部が自主性・自立性を持って行うため、前年度当初予算から導入した「枠配分方式」を継続して実施する。その際、各部は現場の実情を踏まえつつも、社会情勢や市の財政状況等を考慮した中長期的な計画を定めた上で要求・編成を行う。

(3) 各種施策の実施に当たっては、市民がその意義や効果を実感できるよう、「市民へ還元」することを含めて熟考する。

(4) 中長期的視点に立った公共施設・インフラの計画管理や運営を行い、市政の持続可能性の確保に向けた取組を進める。

(5) P D C AやE B P Mの取組を促進し、前年度踏襲主義の弊害是正を進める。

(6) 職員は常総市の財政状況を理解し、限られた財源を有効に活用するためのビルド・アンド・スクラップ／スクラップ・アンド・ビルドを徹底する。

(7) 必要な施策を推進するために、国や県等の予算の活用及び民間企業（投資）との連携を積極的に進めるとともに、そのための情報収集、予算獲得及び管理を実行する。

3 予算編成に際しての留意点等

- (1) 重点柱や部門重要施策に位置付けられた新規及び拡充事業や義務的経費等を除くすべて事業について、部単位の「枠配分方式」による予算編成とする。各部課長にあつては、枠配分対象事業について配分額内に収まるよう、事業の抜本的な見直しを含め、全体を調整すること。なお今回より枠配分経費内での計上に変更した事業があるため、留意のこと。
- (2) 各部における枠配分経費における配分額については別途通知を行う。なお、今後の人事院勧告による人件費の配慮等により、金額に変更が生じる可能性があるため、留意のこと。
- (3) 予算要求の枠組みについては別添のとおりとするが、重点施策や部門重要施策に位置付けられる新規及び拡充事業については、別途通知される「重点・新規・拡充事業調書」の提出を必須とする。なお、枠配分経費の削減等により事業を実施する場合は、一定の配慮を行うが、補正予算を前提とした経常経費等の削減は対象としないため、留意のこと。
- (4) 施策を横断的に推進することで、より効果を発揮できるもの、市民に説明がしやすいものについては、関係する部局と連携・調整のうえで要求すること。
- (5) 国の経済対策や少子化対策、防災・減災及び国土強靱化などの動向を注視し、新たな国・県支出金の確保を図ること。
- (6) 金利上昇下において起債の乱発は将来負担の増加に繋がる恐れがあるため、発行については交付税措置のある有利な起債の活用を念頭に、償還額以下に抑えるなど慎重に判断すること。
- (7) 市税の増収に繋がる施策や使用料及び手数料、財産収入、広告収入等の増収策などと共に、未収金への対策を図り、歳入確保を徹底すること。
- (8) 市単独の扶助費及び補助金等については、人口規模や財政状況も踏まえた給付水準や助成対象の見直しを行うこと。
- (9) 会計年度任用職員について、原則として産休・育休代替や一般事務により任用した会計年度任用職員は人事課予算で、国などの補助事業や専門職で任用した会計年度任用職員は各課予算で計上する。
また国などの補助事業や専門職として各課予算で計上する会計年度任用職員については、枠配分内経費で人件費を確保することとなるため、既に任用している職員についても、継続の場合は当初配置した経緯を含め、必要性を十分に検討すること。国などの補助事業が終了している場合、該当する会計年度任用職員を継続して任用をしないこと。なお本年より各課予算の会計年度任用職員の一部を人事課予算とするため、留意のこと。
- (10) 公共施設等総合管理計画に基づく公の施設の再編や大規模改修については、PPP・PFIの手法等により、民間のノウハウや資金を最大限に活用できるよう、関係機関と調整を図ったうえで要求すること。